## 運転免許取得者教育とは

運転免許をお持ちの方が対象で、

- ・いわゆるペーパードライバーの方や運転に自信がない方が運転技術を学びたい。
- ・当県へ転勤してきたが、冬道を運転する教育を受けたい。

など、知識や技術向上を希望する方のための教育課程です。

受講できる教習所や教育課程は以下のとおりです。

料金等詳細は各教習所で異なるため、各教習所にお問い合わせ下さい。

## 運転免許取得者教育施設 (順不同)

平成29年7月27日現在

施設の名称	住所•電話番号	教育課程
マツダドライビングスクール青森	青森市大字石江字江渡97番地9	1号、3号(6号)、8号
	017-782-7272	
合資会社青森中央自動車学校	青森市原別二丁目 1番8号	1号、3号(6号)、8号
	017-736-3371	
青森東部自動車学校	青森市原別八丁目 2番1号	1号、3号(6号)、4号、
	017-736-2061	5号、8号
青森モータースクール	青森市妙見一丁目 2番2号	1号、2号、3号(6号)、
	017-738-2246	4号、5号、8号
三八五オートスクール八戸	八戸市大字長苗代字中坪107番地2	1号、2号、3号(6号)、
	0178-27-5600	4号、5号、8号
三八五オートスクール三戸	三戸郡三戸町大字目時字上ヱ平53	1号、3号(6号)、4号
	0179-23-3361	
八戸モータースクール	八戸市石堂四丁目 7番32号	1号、2号、3号(6号)、
	0178-28-2145	4号、5号、8号
八戸ライセンススクール	三戸郡階上町蒼前東三丁目6番地225	1号、2号、3号(6号)、
	0178-88-3340	4号、5号、7号、8号
弘前モータースクール	弘前市大字和泉一丁目 3番地の1	1号、2号、3号(6号)、
	0172-28-2525	4号、5号、8号
三ツ矢自動車学校	弘前市大字石渡一丁目 23番地1	1号、2号、3号(6号)、
	0172-35-6611	4号、8号
黒石自動車教習所	黒石市竹田町5番地	1号、2号、3号(6号)、
	0172-53-3300	4号
浪岡モータースクール	青森市浪岡大字浪岡字林本121番地	1号、2号、3号(6号)
	0172-62-2057	
平賀自動車学校	平川市柏木町東田91番地	1号、3号(6号)、4号
	0172-44-8011	
十和田自動車学校	十和田市東二十二番町28番1号	1号、3号(6号)、8号
	0176-23-6161	
十和田中央モータスクール	十和田市東十四番町52番1号	1号、2号、3号(6号)、
	0176-23-6301	4号
上北自動車学校	上北郡東北町字家ノ下タ39番地3	1号、3号(6号)
	0175-64-4141	
三沢自動車学校	三沢市南町二丁目31—160	1号、2号、3号(6号)、
	0176-53-3158	4号、8号
三沢中央自動車学校	三沢市花園町三丁目 4番37号	1号、2号、3号(6号)、
	0176-53-2441	4号

津軽モータースクール	つがる市柏稲盛岡本24番地	1号、3号(6号)、4号
	0173-25-2311	
金木自動車学校	五所川原市金木町菅原257番地1	1号、 3号(6号)
	0173-53-2026	
五所川原モータースクール	五所川原市大字湊字千鳥93番地2	1号、2号、3号(6号)、
	0173-35-6411	4号
下北自動車学校	むつ市南町2番4号	1号、2号、3号(6号)、 4号、8号
	0175-22-3736	
於本自動車学校	八戸市大字中居林字舘越山35番地1	3号(6号)
	0178-43-7721	
板柳自動車学校	北津軽郡板柳町大字三千石字里見43番地	3号(6号)
	0172-73-2281	

## ※教育課程

- 1号 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの。
- 2号 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの。
- 3号 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの。
- 4号 高齢者に対するもの。(前号に掲げるものを除く。)
- 5号 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの。
- 6号 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習(道路交通法施行規則第38条第11項第1号 の表の3の項に掲げる講習を除く。)と同等の効果を生じさせるために行うもの。
- 7号 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対するもの。
- 8号 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者 (第1号及び第2号に規定するものを除く。)に対するもの。(前2号に掲げるものを除く。)